

経営者のための 法律相談 Q&A ～「録音」という証拠について～

〈その15〉

Q1 録音データは裁判の証拠になるの？

お金の貸借、返済の有無、示談の成立、不貞行為を認めたことなど、相手が不利な事実を認めた場合に、それらを証明するためには書面化しておくのが望ましいことは言うまでもありません。しかし、そのタイミングを外してしまい、今さら相手から一筆とることはできないという場合があります。そんなとき、ICレコーダー等の音声データを裁判の証拠とすることはできるのでしょうか。

結論から言えば、証拠とすることは可能です。日本の裁判は「自由心証主義」、すなわち、裁判に必要な事実の認定について、証拠の価値判断を裁判官の心証に一任し、法律上の制限を加えない主義をとっており、証拠は書面でなければならないとの制限がないからです。最近では、携帯電話の機能やスマートフォンのアプリなどが充実していますので、何かあったときのために、常に録音のスタンバイしておくことが得策…ということになりそうです（なお、録音データなどでもよいというのは、あくまでも原則であり、書面が必要な場合もあります。）。

Q2 無断で録音しても大丈夫？

それでは、会話相手に無断で録音したデータ等を裁判の証拠にすることも許されるのでしょうか。録音していることを相手に知らせてしまうと、本当のことを話してくれなくなる可能性があるため、内緒で録音したいという場合も多いでしょう。

しかし、無断録音の場合、会話相手にとっては、自分が承知しないまま、会話内容が第三者に知られてしまうことになるため、プライバシー権を侵害する違法行為であり、このような違法行為により得られた証拠は裁判において採用されるべきではない、ともいえます。

裁判所に提出することができる証拠のことを、証拠能力がある証拠といいますが、この問題に関する裁判所の判断を見てみると、無断録音テープの証拠能力を原則的に認めた上で、例外的に強い反社会性を帯びる方法によって収録した場合には証拠能力が否定される場合もあるとする裁判例があります。

民事裁判の場合は、刑事裁判の場合と異なり、証拠能力を制限する明文の規定は存在しませんが、ど

のような方法で収集した証拠であっても全て証拠として認められてしまうというのも問題です。実際の裁判では、無断録音テープ・データについては、収録の手段や方法が著しく反社会的と認められるようなものでない限り、証拠として認められる取り扱いが一般的です。

たとえば、盗聴器を仕掛けたり、他人の電話を傍受して録音することなどは、反社会的な手段といえ、証拠として採用されない可能性があります。ポケットにICレコーダーをしのばせて会話内容を録音したり、電話の録音機能を利用して通話内容を録音することなどは、著しく反社会的な手段とまではいえず、証拠能力は認められると考えられます。

Q3 録音する際に気をつけることは？

録音する際には、できるだけ、相手に具体的に話をさせるよう会話を進めてください。自分が一方的に話をし、相手が相づちをうっているような会話では、証拠としての価値は低くなります。

また、録音データを証拠として用いる以上、聞き取りやすいものである必要があります。そこで、BGMやテレビの音などのない静かな環境で話をすること、着衣内に録音機を隠す場合には、服がすれる音になるべくしない場所に隠すか、外部マイクをつけ、外部マイクだけをポケットの外に目立たないように露出させるなどすれば、ノイズを避けることができます。

最後に、録音日時や録音場所は必ず記録しておきましょう。事実を証拠から認定する際には、会話の時期や順序も重要な要素となります。録音の冒頭に「〇年〇月〇日〇時〇分〇〇にて」などと吹き込んでおくとういでしょう。

弁護士法人あすか 東広島事務所
TEL 493-7100 FAX 493-7101
弁護士 今田健太郎・福田浩・上楢裕章
谷脇裕子・中岡正薫

本稿担当：
弁護士 谷脇裕子

